

広見町・日吉村合併協議会

第7回 会議資料

日 時：平成16年7月1日（木）午後2時～

場 所：広見町民会館 3階大会議室

第7回 広見町・日吉村合併協議会会議次第

日程第1 開 会

日程第2 会長あいさつ

日程第3 開議

日程第4 新町名名付け親大賞表彰式

日程第5 会議録署名委員の指名

日程第6 報告

(1) 報告第17号 新町町章候補選定小委員会報告について

(2) 報告第18号 平成15年度広見町・日吉村合併協議会会計決算報告について

日程第7 議案

(1) 議案第10号 平成16年度広見町・日吉村合併協議会歳入歳出補正予算について

日程第8 その他

(1) 調印式及び廃置分合申請等スケジュールについて

(2) 第8回広見町・日吉村合併協議会の日程について

日程第9 閉会あいさつ

日程第10 閉 会

報告第17号

新町町章候補選定小委員会報告について

新町町章候補選定小委員会について報告する。

平成16年7月1日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山本雅之

第2回 新町町章候補選定小委員会 会議次第

日 時：平成16年6月9日（水）午後2時～

場 所：広見町民会館 3階大会議室

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 協 議

(1) 新町町章の募集方法について

(2) 新町町章の選定方法について

(3) その他

4 その他

5 閉 会

新町町章候補選定小委員会設置要綱

(設置)

第1条 広見町・日吉村合併協議会(以下「協議会」という。)に新町町章候補選定小委員会(以下「小委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 小委員会は、次の各号に掲げる事項について、調査又は審議を行うものとする。

- (1) 2町村が合併した場合における新町の町章(以下「町章」という。)の候補の選定
- (2) 町章の募集方法に関すること。
- (3) 町章の選定基準に関すること。
- (4) 賞品及びその贈呈対象者の決定方法に関すること。
- (5) その他、町章の選定に関し必要な事項

(組織)

第3条 小委員会は、協議会小委員会規程第3条第1項の規定に基づき、次に定める委員8人で構成する。

- (1) 規約第7条第1項第2号に定める委員 各町村1人
- (2) 規約第7条第1項第3号に定める委員 各町村1人
- (3) 規約第7条第1項第4号に定める委員 各町村2人

(解散)

第4条 小委員会は、その目的を達成したときをもって解散する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月3日から施行する。

新町町章候補選定小委員会委員名簿

委員区分	選出町村	役職名	氏名	備考
2号委員	広見町	収入役	河野通夫	
	日吉村	助役	大森時政	
3号委員	広見町	議員	松本功	
	日吉村	議員	山崎保	
4号委員	広見町	学識経験者	酒井哲夫	委員長
		学識経験者	二宮建一	
	日吉村	学識経験者	宮本芳春	副委員長
		学識経験者	入田伸介	

新町の町章募集要項

(趣旨)

第1条 この要項は、広見町及び日吉村の2町村が合併して誕生する鬼北町(以下「新町」という。)の町章を募集して、新町の将来像である「豊かな自然と人々が響きあうまちづくり 森がすくすく、川がいきいき、人が元気」にふさわしい町章候補を選定することを目的とする。

(募集する町章)

第2条 募集する町章は、次のとおりとする。

- (1) 新町の将来像である「豊かな自然と人々が響きあうまちづくり 森がすくすく、川がいきいき、人が元気」にふさわしい町章とする。
- (2) 町旗、バッジ等にも使用可能なデザインとする。
- (3) 用紙の地色を含め4色以内とする。なお、グラデーション(ぼかし、濃淡)で表したものは不可とする。
- (4) 自作の未発表作品とする。

(募集方法)

第3条 募集方法は、公募とする。

(応募方法等)

第4条 応募の条件、方法、期間等については、次のとおりとする。

- (1) 応募資格は問わない。また、同一人の応募は、何点でも可能とする。
- (2) 募集期間は、平成16年6月15日から平成16年7月31日までとする。
- (3) 応募は、応募用紙又は縦横15センチメートルの枠を書いたA4白色用紙を縦長で使用し、枠外に天地を明示する。用紙1枚につき1作品とする。
- (4) 応募にあたっては、「デザインの趣旨(100字以内)」「住所」「氏名(ふりがな)」「年齢」「性別」及び「電話番号」を用紙に記載すること。
- (5) 応募は、持参又は封書による郵送とする。
- (6) 応募先は、広見町・日吉村合併協議会(以下「協議会」という。)事務局とする。

(周知の方法)

第5条 新町の町章募集については、ホームページ、協議会だより、募集チラシ、町村広報等で周知する。

(選定方法)

第6条 応募された作品は、新町町章候補選定小委員会(以下「小委員会」という。)において、採用候補作品5点以内を選考し、協議会において1点を選定する。

(賞金)

第7条 応募された作品の中から、次の賞を決定し、賞金を贈呈する。

- | | | |
|----------|------|----------|
| (1) 最優秀賞 | 1人 | 30万円 |
| (2) 優秀賞 | 4人以内 | 1人に付き3万円 |

(結果発表)

第8条 協議会だより、ホームページ、町村広報等で発表するとともに、入賞者には別途通知する。

(著作権等)

第9条 採用作品に関する著作権については、次のとおりとする。

- (1) 採用作品に関する一切の権限は、広見町・日吉村合併協議会及び新町に帰属する。
- (2) 応募作品は、返却しない。

(3) 採用作品の使用に当たっては、作品に若干の変更を加える場合又はモノクロで使用する場合があります。

(その他)

第10条 その他、新町の町章候補選定に関し必要な事項については、小委員会において別に定める。

附 則

この要項は、平成16年6月9日から施行する。

新町の町章募集要項の運用方針

この運用方針は、新町の町章募集要項第10条の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

第3条関係（募集方法）

「公募」の範囲は、全国とする。

第4条関係（応募方法等）

2号関係

「募集期間」を過ぎて提出された作品は無効とする。郵送分については当日の消印有効とする。持込の場合の最終受付時間は、7月31日の17:00までとする。

3号関係

「応募用紙」は、役場・各地区公民館窓口に備え付けるほか、広見町のホームページよりダウンロードできるようにする。A4縦長用紙で応募用紙を作成する場合は、募集要項のとおり作成し、作品の趣旨、住所、氏名、年齢、性別、電話番号を余白に記入することとする。記入事項に記載漏れ等の不備があった場合、作品の趣旨・氏名の未記入、本人の連絡先が分からないものについては無効とする。

5号関係

作品は郵送もしくは持参とし、FAXでの応募は不可とする。

第5条関係（周知の方法）

「ホームページ」は、広見町のホームページに掲載することにより行う。

「協議会だより・広報」には、募集要項の概要を掲載し、周知する。

「募集チラシ」は、募集開始直前に新聞に折り込む。また、各地区公民館、役場窓口、学校にも募集チラシ及び応募用紙を配布する。

その他、デザイン学校への募集要項等の送付、雑誌・新聞への掲載、防災無線での住民への周知など可能なかぎり行うこととする。

第6条関係（選定方法等）

「選定方法」は、小委員会において別途定める。

「町章の決定」は、協議会において委員の投票又は挙手により最も得票数の多い作品を最優秀作品とするが、得票数が同数となった場合を考え、会長、副会長には投票権を与えず、同数の場合のみ会長と副会長の協議により、決定することとする。

第7条関係（賞金）

最終候補5点以内のうち、最優秀作品以外の作品を入賞作品とする。

「賞金の贈呈」は、合併協議会において最優秀賞受賞者のみ感謝状とともに本人に贈

呈するため、受賞者には受賞式に出席してもらうこととする。旅費等については費用弁償とする。なお、本人の都合上出席が困難な場合については、本人のコメント等を郵送してもらうこととする。

第8条関係（結果発表）

最優秀作品と入賞作品については、広見町ホームページ、合併協議会だよりで発表するとともに、本人には別途通知する。ただし、入賞者については、氏名、住所のみの掲載とする。

周知方法等について

- 1 募集ちらしでの周知
佐川印刷に 6,000 枚印刷を依頼する。
- 2 ホームページでの周知
広見町のホームページに募集要項を掲載し、全国に周知する。
- 3 インターネットでの周知
「公募ガイド」へ募集要項を掲載し、全国へ周知する。
「公募ガイド」……懸賞金や賞品などの特典がある企画やイベントなどを取り上げている全国誌。
- 4 防災無線放送での周知
募集要項の抜粋を随時放送する。
- 5 広報での周知
広見町、日吉村の 7 月号の広報に掲載する。
- 6 合併協議会だよりでの周知
合併協議会だより第 6 号で、募集要項の内容を掲載し、周知する。

新町町章募集チラシ配布方法等について

1 配布及び回収方法

配布 新聞の折り込み広告で各戸に配布する。(広見町・日吉村のみ)

配布 2 町村役場窓口及び各公民館に備え付ける。

配布 管内の小中学校、高校、県内デザイン学校への送付。

配布 県内合併協議会及び市町村役場合併関係課への送付。

2 回収方法

本人の持ち込みもしくは封書での郵送により回収する。(郵便料金は応募者負担)

3 配布枚数

組数・世帯数 (平成 16 年 5 月 1 日現在)

町 村 名	組 数	世 帯 数
広 見 町	1 7 6	4 , 3 6 3
日 吉 村	3 8	7 0 8
合 計	2 1 4	5 , 0 7 1

広見町・日吉村役場・各地区公民館備え付け枚数

町 村 名	役場(2)	公民館(6)	合 計
広 見 町	1 5 0 枚	1 8 0 枚	3 3 0 枚
日 吉 村	5 0 枚	-	5 0 枚
合 計	2 0 0 枚	1 8 0 枚	3 8 0 枚

新聞折り込み広告(広見町・日吉村)

愛媛新聞	3 , 8 5 0 枚
全国紙(読売・朝日・産経)	7 3 0 枚
合 計	4 , 5 8 0 枚

その他

小・中学校	2 0 0 枚	高 校	3 0 枚
他市町村	1 5 0 枚	他合併協議会	3 0 枚
合 計		4 1 0 枚	

総 計 5,370 枚 予 備 630 枚 印刷枚数 計 6,000 枚

選定方法

1 専門家による事前選考

応募作品の中から、募集要項の条件を満たし、デザイン的にも町章としてふさわしい作品を数十点選考する。

事前選考された作品を取りまとめ、小委員会委員に送付する。

2 1次選考

小委員会委員は、一覧表の中から5作品を選考し、選考票に作品番号を明記し、郵送等により事務局に提出する。

県章、他市町村章、商標登録がしてある企業商標に類似する作品をチェックし、2次選考用の候補作品一覧表を作成する。

3 2次選考

小委員会において、2次選考用の候補作品一覧表の中から、委員の協議・投票等により5作品以内を選考する。

4 合併協議会への最終候補作品の提案

合併協議会に新町町章候補を提案し、委員の投票（会長・副会長を除く）により得票数の一番多い作品を、新町町章候補（最優秀作品）として確認する。

最優秀作品以外の作品を入賞作品とする。

報告第18号

平成15年度広見町・日吉村合併協議会会計決算報告について

平成15年度広見町・日吉村合併協議会会計決算を別紙のとおり監査委員の監査を受けたから、広見町・日吉村合併協議会財務規程第8条第1項の規定により報告する。

平成16年7月1日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山本雅之

監査結果報告書

平成15年度広見町・日吉村合併協議会会計歳入歳出決算書、関係諸帳簿及び証憑類を監査したところ、広見町・日吉村合併協議会規約、関係規程等に適合し、予算執行及び収入支出事務手続も適正に行われ計数にも誤りなく適正なるものと認定する。

平成16年6月23日

広見町・日吉村合併協議会 監査委員 新谷 吉正

同上 監査委員 松尾 喜代志

平成15年度広見町・日吉村合併協議会歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	当初予算額	補正予算額	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	摘要
1 負担金	1 負担金	10,500,000	0	10,500,000	10,500,000	9,500,000	1,000,000	
2 県補助金	1 県補助金	2,000,000		2,000,000	2,000,000	2,000,000	0	
3 繰越金	1 繰越金	10,999,000	0	10,999,000	11,099,491	11,099,491	0	
4 諸収入	1 雑入	1,000	0	1,000	250	250	0	預金利子
歳入合計		23,500,000	0	23,500,000	23,599,741	22,599,741	1,000,000	

歳出

(単位：円)

款	項	当初予算額	補正予算額	充用・流用額	予算現額	支出済額	不用額	摘要
1 運営費		12,463,000	0	0	12,463,000	8,324,305	4,138,695	
	1 会議費	3,184,000	0	0	3,184,000	2,091,448	1,092,552	報酬 1,204,000 旅費 288,000 需用費 207,698 役務費 103,000 委託料 288,750
	2 事務費	9,279,000	0	0	9,279,000	6,232,857	3,046,143	旅費 50,940 需用費 1,934,994 役務費 461,952 使用料及び賃借料 1,180,648 負担金補助及び交付金 2,604,323
2 事業費		10,732,000	0	0	10,732,000	10,731,500	500	
	1 事業推進費	262,000	0	0	262,000	261,500	500	報償費 261,500
	2 調査研究費	10,470,000	0	0	10,470,000	10,470,000	0	委託料 10,470,000
3 予備費		305,000	0	0	305,000	0	305,000	
	1 予備費	305,000	0	0	305,000	0	305,000	
歳出合計		23,500,000	0	0	23,500,000	19,055,805	4,444,195	

歳入合計額 22,599,741 円 - 歳出合計額 19,055,805 円 = 差引残額 3,543,936 円

平成16年5月

広見町・日吉村合併協議会会長 山本雅之

議案第10号

平成16年度広見町・日吉村合併協議会歳入歳出補正予算について

平成16年度広見町・日吉村合併協議会歳入歳出補正予算(第1号)を次のとおり定めたので提出する。

- 1 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ544千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,544千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別紙予算書による。

平成16年7月1日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山本雅之

平成16年度広見町・日吉村合併協議会歳入歳出補正予算書(案)

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前額	補正額	計	説明
1 負担金	1 負担金	14,000	0	14,000	
2 県支出金	1 県補助金	2,000	0	2,000	
3 繰越金	1 繰越金	2,999	544	3,543	前年度繰越金
4 諸収入	1 雑入	1	0	1	預金利子
歳入合計		19,000	544	19,544	

歳出

款	項	補正前額	補正額	計	説明	
1 運営費		9,980	752	10,732		
	1 会議費	2,468	260	2,728	報酬	
					旅費	
					需用費	260
					役務費	
	2 事務費	7,512	492	8,004	委託料	
					旅費	
					報償費	50
					需用費	321
					役務費	
委託料						
2 事業費	8,735	0	8,735	使用料及び賃借料	121	
				負担金補助及び交付金		
1 事業推進費	605	0	605	報償費		
				委託料		
2 調査研究費	8,130	0	8,130	委託料		
3 予備費	285	208	77			
				1 予備費	285	208
歳出合計		19,000	544	19,544		

その他

1 調印式及び廃置分合申請等スケジュールについて

2 第8回広見町・日吉村合併協議会の日程について

第8回広見町・日吉村合併協議会の日程は、次のとおりとする。

日 時 平成16年7月 日()午後2時から

場 所 日吉村住民センター 3階ホール